

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金(私立)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

福岡県は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県知事

公表日

令和6年3月11日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金(私立)の支給に関する事務
②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)に基づき、私立高等学校等の在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。 保護者等の課税額等による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報等を照会して受給資格の判定を行う。
③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金特定個人情報照会ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一 第91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則(平成22年文部科学省令第13号) 第3条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号、別表第二 第113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号) 第58条 各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課
②所属長の役職名	人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係(電話番号:092-643-3139) 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係(電話番号:092-643-3104)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課私学第3係(電話番号:092-643-3139)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年1月19日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年1月19日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[<input type="radio"/>]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[<input type="radio"/>]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="checkbox"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月15日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び ひ情報を定める命令第58条 各号	番号法第19条第8号別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令第58条 各号	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報／1. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ／②事務の概要	保護者等の課税額による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報を照会して受給資格の判定を行う。	保護者等の課税額等による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報等を照会して受給資格の判定を行う。	事前	
令和6年3月10日	I 関連情報／1. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ／②事務の概要	高等学校等就学支援金の支給に関する法律に基づき、私立高等学校等の在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。保護者等の課税額等による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報等を照会して受給資格の判定を行う。	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）に基づき、私立高等学校等の在学者に対して、高等学校等就学支援金を支給する事務である。保護者等の課税額等による受給資格の制限があるため、保護者等の各種税額情報等を照会して受給資格の判定を行う。	事後	
令和6年3月10日	I 関連情報／1. 特定個人情報 情報ファイルを取り扱う事務 ／③システムの名称	高等学校等就学支援金事務処理システム（以下「就学支援金システム」とする。）、団体内統合宛名システム、中間サーバー	高等学校等就学支援金事務処理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー	事後	
令和6年3月10日	I 関連情報／3. 個人番号 の利用／法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第9条第1項 別表第一 91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則 第3条	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）（以下「番号法」という。） 第9条第1項、別表第一 第91の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号） 第66条 ・高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号） 第3条	事後	
令和6年3月10日	I 関連情報／4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携／②法令上の根拠	番号法第19条第8号別表第二113の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び ひ情報を定める命令第58条 各号	・番号法第19条第8号、別表第二 第113の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び ひ情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） 第58条各号	事後	
令和6年3月10日	I 関連情報／7. 特定個人情報 情報の開示・訂正・利用停止 請求／請求先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課第3係（電話番号：092-643-3139） 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係（電話番号：092-643-3104）	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話番号：092-643-3139） 福岡県総務部県民情報広報課情報公開係（電話番号：092-643-3104）	事後	
令和6年3月10日	I 関連情報／8. 特定個人情報 情報ファイルの取扱いに関する 問合せ／連絡先	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課第3係（電話番号：092-643-3139）	〒812-8577 福岡県福岡市博多区東公園7番7号 福岡県人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係（電話番号：092-643-3139）	事後	
令和6年3月10日	II しきい値判断項目／1. 対象人数／いつの時点の計 数か	平成30年9月1日 時点	令和6年1月19日 時点	事後	
令和6年3月10日	II しきい値判断項目／2. 取扱者数／いつの時点の計 数か	平成30年9月1日 時点	令和6年1月19日 時点	事後	